

議案第 3 4 号

愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年愛西市条例第 1 7 号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 9 年 1 1 月 2 9 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年愛西市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第8条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「(支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項に規定する通知)」を加える。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条第1項第2号の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。